

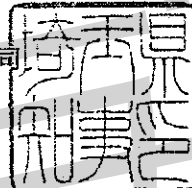
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県三郷市早稲田二丁目 1 3 番地 3
氏 名 木幡興業 株式会社
代表取締役 木幡 毅



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 5 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成 3 0 年 6 月 1 2 日

許可の有効年月日 平成 3 4 年 9 月 8 日

1. 事業の範囲

中間処理

油水分離：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） 以上 1 種類

中和：廃酸（pH2.0 以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5 以上のものに限る。） 以上 2 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県吉川市大字中井字小松川 5 5 番 2、5 6 番 1、5 6 番 2

以上 3 筆（面積 1, 7 1 3. 7 1 m²）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおりに。

3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 22 年 9 月 9 日	指令産廃第 734 号	新規許可
平成 24 年 12 月 7 日	—	変更届（事業場の分筆）
平成 27 年 11 月 17 日	指令越環第 1108 号	更新許可（優良認定）
平成 30 年 6 月 12 日	指令産廃第 214-1 号	変更許可（中和の追加）
	以下余白	

5. 規則第 1 0 条の 1 6 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
油水分離施設	81.20m ³ /日 (16時間)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)以上1種類	平成22年9月9日 平成22年9月9日 7-10
中和施設	37.73m ³ /日 (16時間)	廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、 廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)以上2種類	平成30年6月12日 - -

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)以上1種類	14.7m ²	2.4m(屋外) (25.0m ³ 地下タンク×1基)
廃酸(pH2.0以下のものに限る。)以上1種類	2.8m ²	2.4m(屋内) (5.0m ³ タンク×1基)
廃酸(pH2.0以下のものに限る。)以上1種類	2.8m ²	2.4m(屋内) (5.0m ³ タンク×1基)
廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)以上1種類	5.2m ²	2.3m(屋内) (10.3m ³ タンク×1基)

(以下余白)